

第9次笠岡市行政改革大綱

(2022年度～2025年度)

令和4(2022)年3月

笠 岡 市

目 次

1	行政改革の必要性	1
2	厳しい財政状況	1
3	少ない職員数での行政運営	1
4	新たな日常とデジタル化の取り組み	2
5	持続可能な社会に向けた取り組み	2～3
6	公共施設の老朽化による大規模修繕や建て替え時期の到来	3
7	本市が目指すべき行政運営の姿	3
	(1) 基本的な考え方	3
	(2) 目指すべき方向性	3
	(3) 改革の柱	4
	柱1 デジタルトランスフォーメーション（DX）を活用した行政サービスの質の向上と行政組織の見直し	4
	柱2 持続可能で効果的な行政サービスの提供と人材育成	5
	柱3 公共施設等の集約化と施設の有効活用の検討	5～6
	柱4 歳入の確保・歳出の適正化、将来負担の軽減	6
8	実施期間	7
9	推進体制	7
10	進行管理	7
11	主要な数値目標（指標等）「令和7年度末時点」	7
12	行政改革の効果額	7
	資料1（第9次笠岡市行政改革大綱の策定体制）	8
	資料2（第7次笠岡市総合計画と行政改革大綱および関連する計画期間）	9
	資料3（第9次笠岡市行政改革大綱体系図）	10
	資料4（行政改革大綱の策定状況）	11
	資料5 用語の解説	12～14

はじめに

本市では、昭和57年に笠岡市行政改革大綱を策定して以来、より効率的・効果的な行政システムの構築を図るため、事務事業や組織・機構の合理化、給与制度や定員管理の適正化、民間委託の推進など、行政改革を積極的に進めてきており、現在も令和3年度までを計画期間とした「第8次笠岡市行革大綱実施計画」に沿って、様々な取り組みを継続しています。

これまで未経験の人口減少時代への突入、少子高齢化の急速な進展などにより、今後も社会保障費などの歳出は増加していくことが予想されます。

また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって、私たちの日常生活が大きく変わりました。外出自粛や密を避け一定の距離を保つソーシャルディスタンスなど、日常生活における様々な制約を経験した中で、学校環境でのオンライン授業や職場環境でのテレワーク及びWeb会議やAIの活用など、ウイルスと共存する「新たな日常」の実現に向けたデジタル化の取り組みが急速に進められています。

このような時代の大きな変革に対応しながら、今後も市民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、これまで以上に、効率的かつ効果的な行政運営を進めていくことが求められます。

この大綱は、持続可能な行財政運営により、人口や経済が縮小しながらも、地域の営みや市民の生活が充実したものとなる社会の実現をキーワードとし、改革の効果を行政サービスの向上につなげる視点を持ちながら取り組みを引き続き進めることを主眼に策定しました。

笠岡市総合計画の目指す将来都市像、「元気・快適・ときめき・進化するまち笠岡」に向けて、今後も継続して行政改革の取り組みを進めていきます。

1 行政改革の必要性

笠岡市では、笠岡市自治基本条例の理念に基づき、自立した自治体として、官民それぞれの責務と適切な役割分担のもとで、協働して市民主体の自治を推進しています。

また、これからの笠岡づくりの指針となる「第7次笠岡市総合計画」を策定し、目指す都市像を「元気・快適・ときめき 進化するまち笠岡」として、定住促進をはじめ、ふるさと納税などの自主財源の確保や市税等の収納率向上、課税客体の適正な把握や企業誘致とこれに伴う雇用創出などで自主財源を増やすことにより、笠岡市の重点施策である「教育三改革」「インフラ整備」「産業振興と観光」「子育て・福祉の充実」に循環投資を行うことで正のスパイラルの推進を図っています。

こうした中で、自主的かつ主体的な自治を推進し、総合計画に掲げる施策目標を達成するためにも、行政改革の推進により、必要な財源を確保、捻出するとともに、職員の意識改革と能力向上、迅速な意思決定、限られた経営資源の有効活用等、将来にわたって安定的な行政運営を可能にすることが重要です。

2 厳しい財政状況

本市の財政状況は、高齢化の急速な進展により社会保障費は伸び続け、扶助費などの義務的経費が今後も増加することが予想されます。歳出に占める義務的経費の割合が増えるほど、政策的な投資を抑制せざるを得なくなり、財政の硬直化を招く要因となります。

さらに、近年の激甚化する自然災害や令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行などの、不測の事態に対し、予定外の支出が増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行や不安定な国際情勢による経済の悪化は、今後の地方財政運営に大きな影響を与えることが予想されます。

このような厳しい財政状況の中でも、必要な行政サービスを提供し続けられるように、引き続き、計画的な財政運営が必要です。

3 少ない職員数での行政運営

本市では、これまでの行政改革の推進により、積極的に人件費の抑制等に取り組んできたところです。

国の研究会では、「高齢者人口がピークを迎え、必要な労働力の確保が困難になることが予想される令和22年には、現在の半分の職員数でも、自治体として本来行うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難を増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある」（出典：自治体戦略2040構想研究会第二次報告（総務省））とされています。

そこで、引き続き、市民ニーズに対応した職員の適正配置や職員の育成研修を進めることで、職員の生産性の向上や仕事の仕方そのものを変える抜本的な行政運営に取り組めます。

4 新たな日常とデジタル化の取り組み

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行は世界規模に拡大し、その影響は、人々の生命や生活のみならず、その行動や意識、価値観にまで多方面に波及し、今までの認識や思想、社会全体の価値観などの劇的な変化を世界に引き起こしています。

そのような中、これからは、デジタル化による生産性の引上げが経済成長を主導するとともに、ウイルスと共存する「新たな日常」の実現の原動力になるとされます。

IOTやビッグデータの活用、AIやロボット等の技術革新によるイノベーションが広がり、生産、販売、消費という経済活動に加え、健康、医療、公共サービスなどあらゆる産業に情報通信技術が一体化していく、「デジタルトランスフォーメーション」(DX)が推進され、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるとされています。

これまで国では、このような新たな未来社会である「Society5.0」の実現を目指したデジタル化の取り組みを進めていますが、行政分野を中心に、社会実装が大きく遅れ、活用が進んでいない状況があります。

これからの自治体行政においては、急速にデジタル化を進めていくことが求められており、地域の活性化や行政サービスの向上にも役立てていくことが重要です。
出典：経済財政運営と改革の基本方針2020（内閣府）ほか

そこで、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を推進するため、ICT技術を活用した取り組みを進め、デジタル社会に向けた、行政サービスのデジタル化に取り組めます。

5 持続可能な社会に向けた取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）に国連で採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標です。

持続可能な地域を実現するため、「経済・社会・環境」の三側面から捉えた包括的な17のゴール等が示されています。

これまで国では、地方創生の取組みの一層の充実・深化につなげるため、SDGsを原動力とした官民連携の地方創生が進められています。

そこで、このような理念を理解しながら、多様な手法により効率化を図るとともに、第7次笠岡市総合計画で掲げた項目の達成に向けて、持続可能な行政改革の実現に向けて取り組めます。



【SDGs（持続可能な開発目標） 17のゴール】
 出典：外務省ホームページ，地方創生SDGs（内閣府）

6 公共施設の老朽化による大規模修繕や建て替え時期の到来

昭和40年代から昭和50年代にかけて，経済成長や都市化の波に乗り，日本中で公共施設が一斉に建設され，本市でも，この時期に学校や文化施設等，多くの公共施設を建設しました。

これらの公共施設の多くが築40年以上を経過し，維持や補修に多くの費用が必要となるほか，集中して建設した施設が順次，建て替え時期を迎えることから，本市では「笠岡市公共施設等総合管理計画」を策定し，公共施設の更新問題に取り組んでいます。また，道路や上下水道等のインフラ施設も同様に更新時期の集中期が到来することになり，費用負担は重いものになります。

そこで，引き続き，公共施設総量の縮減や再配置を進めるとともに，施設全体の効率的な運営を進めるための管理運営方法について検討しながら，将来負担の軽減・平準化に努めます。

7 本市が目指すべき行政運営の姿

(1) 基本的な考え方

人口減少や少子・高齢社会における持続可能な行政運営の実現を図るとともに，新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた，「新たな日常」という大きな変革等に対応するため，人口や経済が縮小しながらも，自主財源等の確保に努め，地域の営みや市民の生活が充実したものになる社会の実現を目指します。

そのために，市民ニーズに対応した行政サービスを継続して提供できるよう，改革の成果を行政サービスの向上につなげることを主眼に取り組んでいきます。

(2) 目指すべき方向性

変化する時代に求められる行政サービスに，柔軟に対応できるよう，限られた職員数の中でも，市民ニーズに対応した行政サービスを安定して提供できる行政運営の実現に取り組んでいきます。

(3) 改革の柱

持続可能な行政サービスの提供を実現するためには、これまでの行政改革で推進してきた、公営企業の適正化や市有財産等の適正な管理、歳入の確保や歳出の適正化、将来負担の軽減等に、引き続き取り組む必要があります。

さらに、社会情勢の変化や複雑・多様化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するためには、職員の能力を高める改革や仕事の仕方そのものを大きく変えて行政サービスの質的向上を目指す改革に、一層、取り組む必要があります。

そこで、大きく4つの柱を定め、改革を推進します。

【4つの柱】

柱1 デジタルトランスフォーメーション（DX）を活用した行政サービスの質の向上と行政組織の見直し

あらゆる業務に情報通信技術等を活用できる、スマート自治体への転換を目指し、計画的に技術導入を図るとともに、セキュリティ対策も図りながら、より効率的かつ効果的な行政サービスとなるよう見直します。

また、多様化、複雑化する地域課題や市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応できるよう体制の構築を行い、常に行政組織の見直しを図ります。

【目指す姿】

- ・ 効率的かつ効果的な市民サービスの提供と行政運営の推進
 - デジタル技術を活用した業務の効率化を推進することで、内部事務のコスト削減や生産性の向上を実現します。
 - マイナンバーカードの利活用を図ることで、電子申請サービス等の利用を促進し、行政のデジタル化の推進と、窓口サービスの拡充を実現します。
 - 地域経済へのデジタル化支援など、情報格差（デジタルデバイド）の解消に努め、地域活性化を推進します。
 - 「笠岡市定員適正化計画」に沿って、職員総数の管理や適正配置等を行い、市民ニーズに対応できる組織・執行体制を構築します。
 - 少子化が進展する中で充実した教育を提供するため教育三改革に引き続き取り組みます。

【主な実施項目】

- ①行政手続きのデジタル化の推進と市民サービス向上
- ②デジタル技術を活用した地域活性化の推進
- ③組織機構の見直し
- ④学校規模の適正化
- ⑤一貫教育の推進
- ⑥就学前教育・保育施設再編
- ⑦学校教育に係るICT化の推進と活用

柱2 持続可能で効果的な行政サービスの提供と人材育成

人材育成基本方針を元に、市民に信頼されるとともに、「市民第一・現場第一」を基本とし、将来の笠岡のために行動する職員の育成と、前例にとらわれず挑戦する職場づくりを進めます。

多様な市民ニーズに応え、効果的な行政サービスの提供を推進します。

【目指す姿】

- ・市民に信頼されるとともに、行動する職員の育成
 - 今後、ますます高度化・専門化する行政課題を解決するため、職員一人ひとりの知識や見識、個人の資質や感性を高めるとともに、行動の変革や政策立案能力等の一層の向上を推進します。
 - 職員がICTリテラシー（情報通信技術）を正しく理解し、その技術を活用した業務の改善や効率化が推進できるよう、適切に利用・活用できる能力の向上に努めます。
 - 全ての職員が法令等を遵守し、事務を適切に執行し、誠実かつ公平に職務を行うことで、組織の秩序を維持し、市民から信頼される行政運営を推進します。
- ・多様な市民ニーズに応じた行政サービスの推進に向けた協働・連携
 - 引き続き、公共施設の指定管理や業務委託等の更なる見直し、庁内業務の民間委託の推進など、さらなる官民連携を推進します。
 - 今後も地域が主体的に地域課題に取り組み、地域特性を生かしたまちづくりを推進していきます。
 - 人口減少、少子・高齢化の進行に伴う厳しい財政状況に対応するため、広域的な連携による行政サービスの提供を引き続き検討します。

【主な実施項目】

- ①働き方改革の推進と行政組織の効率化
- ②持続可能な定員管理の対応と見直し
- ③指定管理や業務委託等の民間活力の更なる推進
- ④広域連携の推進
- ⑤行政評価の活用と市民意識調査の実施
- ⑥広報紙やホームページ・SNS等による積極的な情報発信
- ⑦審議会等の組織構成の検討や公募等による市民参加の推進

柱3 公共施設等の集約化と施設の有効活用の検討

笠岡市公共施設等総合管理計画に沿って、各地域の将来の姿を見据えながら、施設が持つ機能の集約化を図るなど、持続可能な施設サービスの提供につなげます。

【目指す姿】

- ・公共施設の適正な配置と効率的な管理運営の実現
 - 将来の人口減少や財源不足を見据えて、必要となる最適な規模の施設として、体系的・計画的に公共施設の集約化などを行うことで、必要な公共施設サービスを維持し、持続可能な施設サービスを提供します。

- 施設全体の効率的な運営を進めるための管理運営方法について見直すことで、市民が利用しやすい施設づくりに努めます。
- 施設の更新時期を迎えるまで、予防保全の観点に立った計画的な改修や整備を進めることで、安全安心な施設の運営を進めます。

【主な実施項目】

- ①財政情報の公開
- ②公共施設総量の縮減
- ③適切な財産管理と有効活用
- ④施設の耐震化・長寿命化

柱4 歳入の確保・歳出の適正化、将来負担の軽減

将来に向けて、責任ある安定的な財政運営とするため、自主財源の確保を図るとともに、効率的な行政サービスの推進や経費の削減などを実施し、財源不足を圧縮して、将来世代の負担軽減のために、市全体の債務の抑制や基金の積み増しを行います。

【目指す姿】

- ・持続可能で安定的な財政運営の推進
- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響により、これまで以上に財源の不足が見込まれます。引き続き、自主財源の適正な確保に最大限努めるとともに、コスト意識を持って、歳出の節減に向けた取り組みを進めることで、安定的な財政運営に努めます。
- 合理的根拠に基づく政策立案の考え方を踏まえながら、これまで以上に、施策・事業の優先順位を踏まえ、「選択と集中」を図ることで、将来に向けて持続可能な財政運営に努めます。

【主な実施項目】

- ①課税客体的確な把握
- ②市税等の収納率向上
- ③企業誘致等による新たな税財源の確保
- ④使用料及び手数料の見直し
- ⑤ふるさと納税の推進や未利用地の売却等による自主財源の確保
- ⑥内部管理経費の節減合理化
- ⑦補助金の見直し
- ⑧適正な基金残高の維持
- ⑨建設地方債発行の上限設定と公債費の一括償還
- ⑩公営企業等の経営健全化の推進
- ⑪定住促進による税財源の確保

8 実施期間

この大綱は、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間を実施期間とするものです。

さらに、第7次笠岡市総合計画と、各事業計画と連携しながら、改革に取り組みます。

9 推進体制

推進体制としては、笠岡市行政改革推進本部を中心に全庁的に取り組み、取り組み項目ごとに具体的な取り組み目標や効果額目標を設定し、推進を図るとともに、笠岡市行政改革推進委員会において、市民の意見を反映しつつ、進行管理を行います。

さらに、社会情勢の変化に応じ、新たな取り組みにも着手できるよう、随時、実行計画の取り組み内容の見直しを行います。

10 進行管理

この計画に基づいて、実施計画を作成し、行政改革を計画的に推進します。

また、PDCAサイクルの中で見直しを行い、改善に取り組みます。

実施計画の個別の項目について、各年度ごとの実績の見込みをとりまとめて、その評価を行うことで、次年度以降の取り組みに反映できる体制とします。

なお、実績については、各年度終了後に速やかにとりまとめを行い、改革の成果や効果を把握します。

11 主要な数値目標（指標等）「令和7年度末時点」

本市では中期財政の見通しを元に、数値目標を定め、行政改革に取り組んできました。これまで、歳入の確保や歳出の適正化、そして企業誘致やふるさと納税などの税財源の確保を行うことで、3年間で延べ25億円の効果額がありました。

このことから、引き続き、第9次行政改革大綱の取り組みを着実に進めるため、以下の数値目標を定めることとします。

①実質公債費比率	9.0%未満
②将来負担比率	80.0%未満
③経常収支比率	92.0%未満
④財政調整基金残高	14.8億円以上

12 行政改革の効果額

第8次行政改革大綱では、歳入の確保、歳出の節減、企業誘致などによる税財源の確保に努め、令和2年度の実績値で7億円を超える行政改革の効果がありました。このことから、引き続き正のスパイラルの実現に向けた行政改革の取り組みによる効果額として、次の数値の達成を目指します。

単年度財政効果額 5億円

第9次笠岡市行政改革大綱の策定体制

【諮問機関】

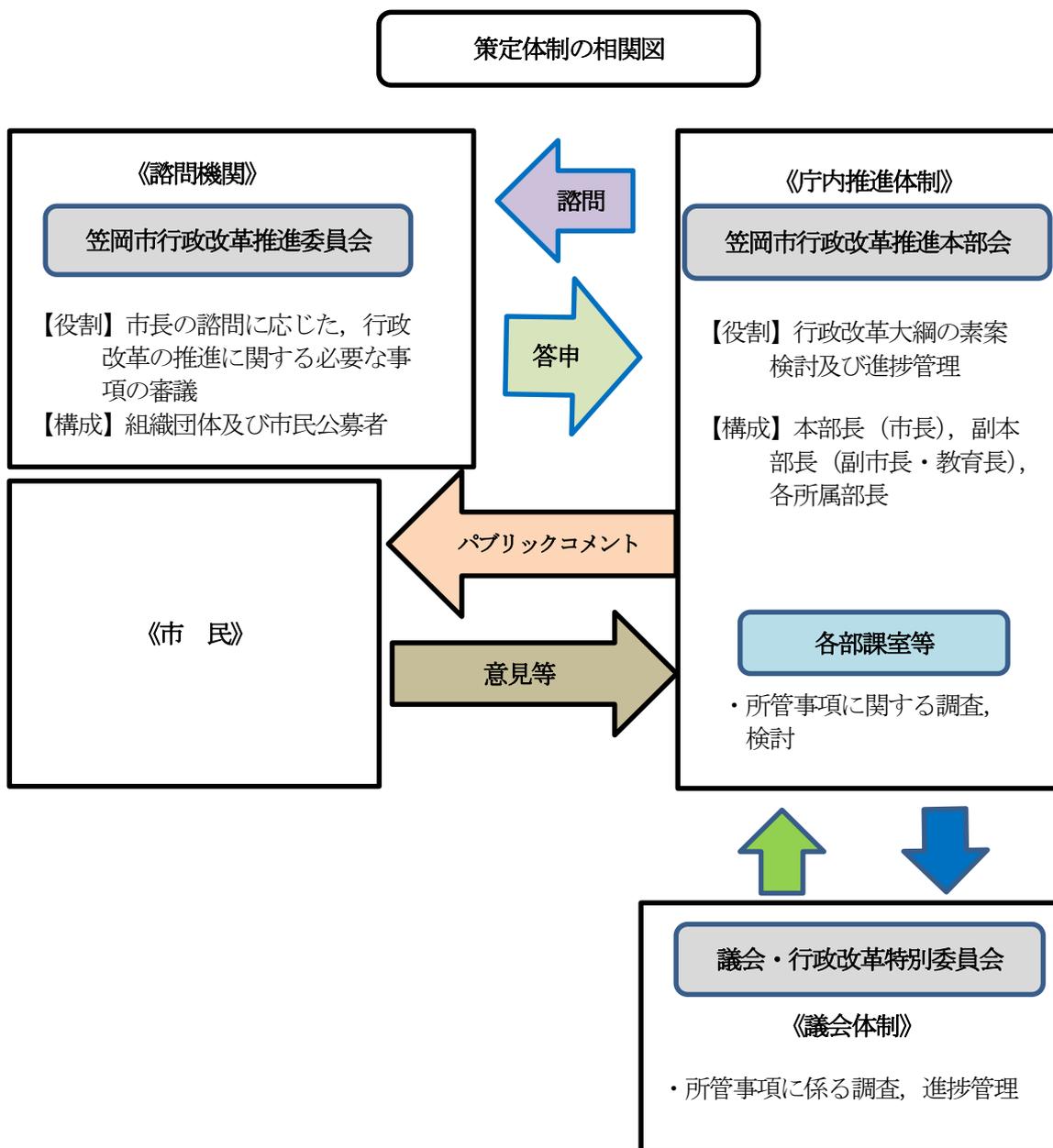
- ・市民及び各種団体の代表となる笠岡市行政改革推進委員会を中心にご意見等を頂きながら、大綱の策定を進めます。

【庁内体制】

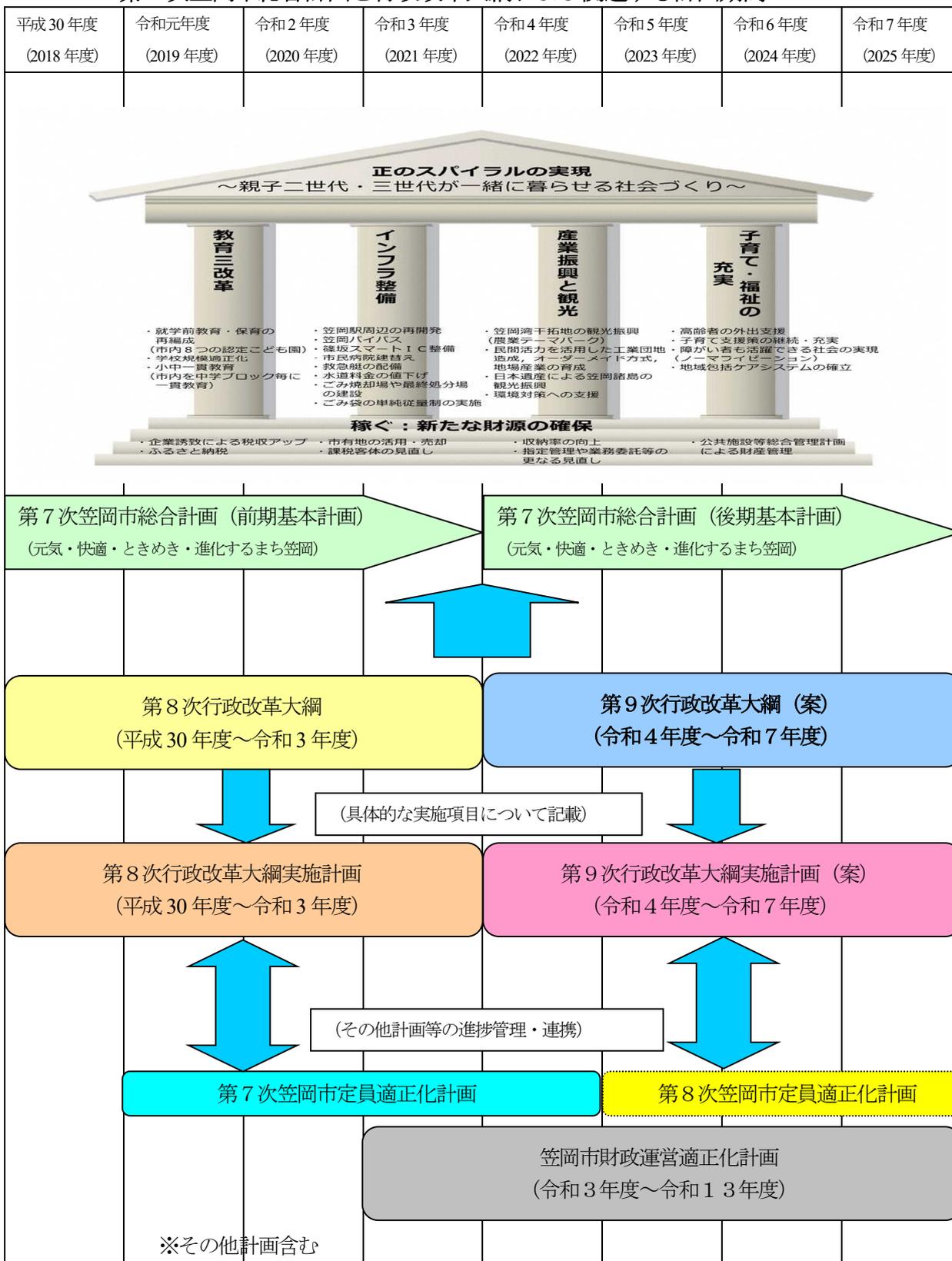
- ・市長及び各所属部長を中心とした笠岡市行政改革推進本部会により進捗管理を進めます。

【市民参画】

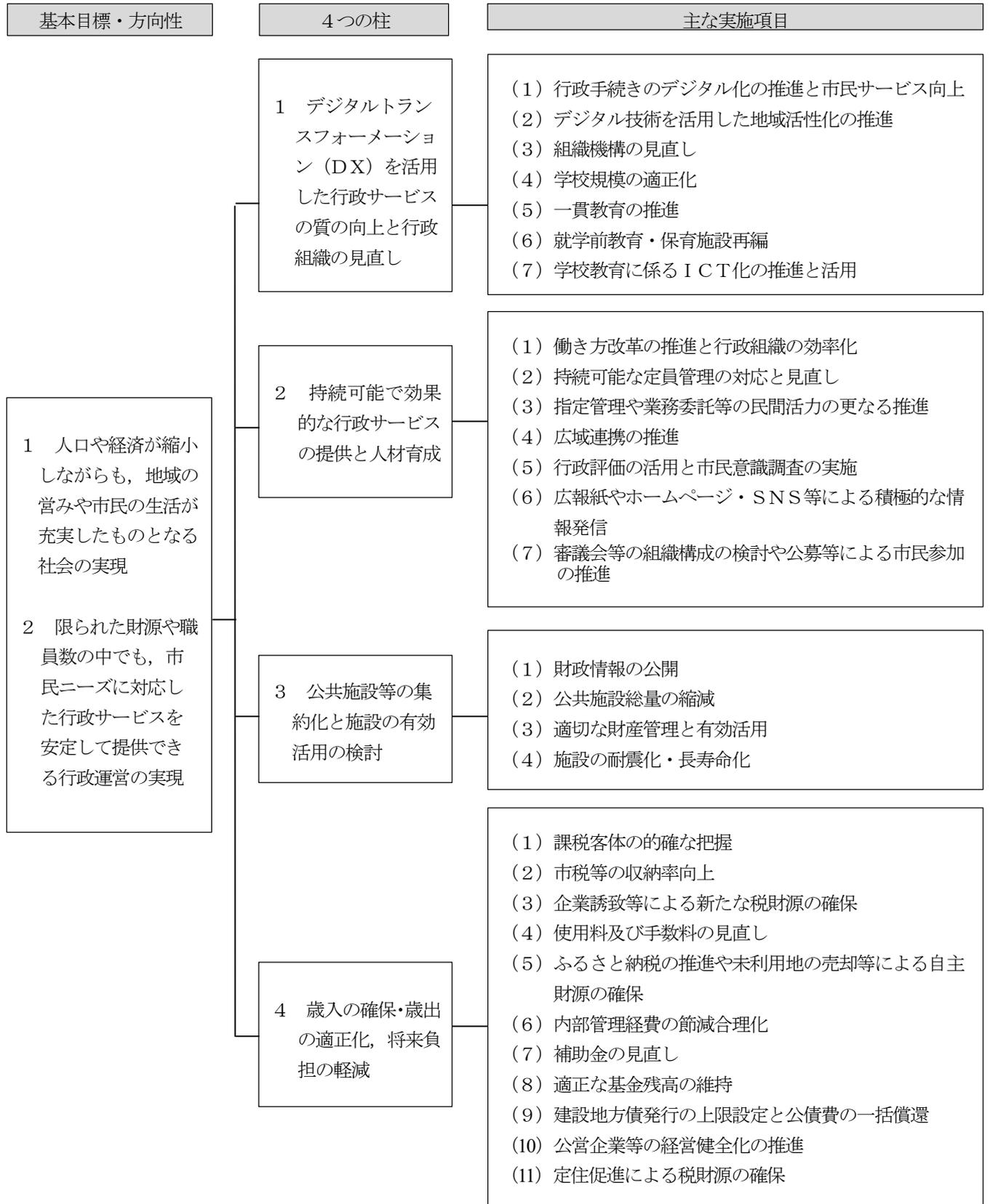
- ・笠岡市行政改革推進委員会の審議及び、市民へのパブリックコメントを実施します。



第7次笠岡市総合計画と行政改革大綱および関連する計画期間



第9次笠岡市行政改革大綱体系図



※行政改革大綱の計画の策定状況

- 第1次笠岡市行政改革大綱 (昭和57年度～昭和62年度)
- 第2次笠岡市行政改革大綱 (昭和63年度～平成6年度)
- 第3次笠岡市行政改革大綱 (平成7年度～平成12年度)
- 第4次笠岡市行政改革大綱 (平成13年度～平成17年度)
- 第5次笠岡市行政改革大綱 (平成18年度～平成21年度)
- 第6次笠岡市行政改革大綱 (平成22年度～平成25年度)
- 第7次笠岡市行政改革大綱 (平成26年度～平成29年度)
- 第8次笠岡市行政改革大綱 (平成30年度～令和3年度)

【用語の解説】

※この用語の解説は、この大綱の中での解説として作成しています。

AI	人工知能。人間のように理解し、学習する技術で、データ、分析、自動化を組み合わせた業務システム全体を表します。
Web会議	遠くの人とインターネットを通じて映像や音声でのやり取りや、お互いに資料を見ることができるコミュニケーションのための道具のことを指します。特にコロナ禍により、企業や地方公共団体で見直され、仕事や研修などで、積極的に利用されています。
教育三改革	笠岡市で取り組んでいる重要な施策の一つで、学校規模の適正化、一貫教育の推進（義務教育の9年間を見通した新しい教育システムの推進）、就学前教育・保育施設（保育園や幼稚園）の見直しなどを行っていくものです。
IOT	モノがインターネット経由で通信すること。あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進み、新しい価値を生み出すことを表します。
ビッグデータ	今まで管理しきれないため見過ごされてきた大量のデータを記録・保管して解析することで、ビジネスや社会の役に立つ知識を得たり、新たな仕組みやシステムを産み出す可能性があると考えられるデータの集まりを表します。
イノベーション	デジタル化が浸透した現代で、新たな考え方や技術を取り入れることで、社会的・経済的な新しい価値が生み出されることを表します。
デジタルトランスフォーメーション (DX)	今までの行政サービスなどの業務の流れや考え方を根本的に見直し、デジタル技術を活用することで、社会のあり方をより良い方向へ変革する取り組みを意味しています。
Society5.0	第5期科学技術基本計画（文部科学省）で提唱されたもの。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会、（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会を指すものです。

SDGs	<p>2015年9月の国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。</p> <p>2030年までに達成すべき17の目標を掲げています。</p> <p>※本文中の出典図参照</p>
スマート自治体	<p>デジタル技術を利用して、定型的な業務を自動化したり、効率的な行政サービスを提供できることが可能となる自治体のあり方を指します。</p>
情報格差 (デジタルデバイド)	<p>パソコンやインターネットなどの情報機器や操作する能力、また操作する機会を持つ人と持たない人との間に差が起ることを表しています。</p>
ICTリテラシー (情報通信技術)	<p>ICT（情報通信技術）を正しく適切に利用、活用できる力を表します。</p> <p>機器類を使いこなせる。正しい情報を探せる。情報セキュリティや知識があるなどです。</p>
SNS	<p>Social Networking Serviceの略で、「社会的なネットワークを築くためのサービス」を表します。</p> <p>インスタグラム、YouTube、LINE、ツイッター、フェイスブック、TikTokなどのサービスソフトがあります。</p>
自主財源	<p>地方公共団体が自由に集めて使える財源（収入）で、市税、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。</p>
PDCAサイクル	<p>Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）を行うことで効率的な事業の実施をすること。またこの循環を行うことで、より良い行政運営に繋げることです。</p>
実質公債費比率	<p>自由に使える収入に対して、企業会計など全会計の借金返済額が占める割合を表します。</p>
将来負担比率	<p>自由に使える収入に対して、企業会計など全会計の将来負担する負債の割合を表します。</p>
経常収支比率	<p>市税、諸税、普通交付税等の経常的な一般財源に対して、人件費、扶助費、公債費等の経常経費が占める割合。財政構造の弾力性を判断するための指標を表します。</p>
財政調整基金残高	<p>経済の不況等による市税の大幅な減収や災害の発生等による不測の支出増加に対処するための貯金の残高を表します。</p>
進捗管理	<p>計画の進み具合の確認や状況の把握を行うことです。</p>

建設地方債	公共施設の建設事業などの財源とするために発行される市債（市の借金）を表します。
公債費	市が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額を表します
税財源	一般財源となる税収入そのものを指しています
パブリックコメント	市の政策や計画を決める際に、広く市民の皆さんに公表して、その計画（案）について、皆さんから寄せられたご意見を検討したりする一連の手続きです。
諮問	ある事柄に関して、委員会や審議会などの有識者（委員・審議者）に意見を求めることを表します。
答申	諮問（意見を求める）されたことに対して、意見（回答）することを表します。
1 人口や経済が縮小しながらも、地域の営みや市民の生活が充実したものとなる社会の実現	人口減少や少子・高齢化で、経済の縮小が起こる中でも、情報通信技術（ICT）などを利用することで、行政サービスが向上し、市民の満足感が実感できる社会を実現することを表します。
2 限られた財源や職員数の中でも、市民ニーズに対応した行政サービスを安定して提供できる行政運営の実現	限られた財源や職員数のもとで、必要な行政サービスを提供するために、収入の確保や資産（公共の建物など）の有効活用を考えることで、安定した行政の運営ができるようになることを表します。

編集・作成

笠岡市総務部総務課

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地1

☎0865-69-2166 (直通) FAX0865-63-0228

E-mail soumu@city.kasaoka.lg.jp